一般社団法人　北海道中小企業家同友会苫小牧支部

友知会　会則

第１条　【名　称】

本会は、一般社団法人　北海道中小企業家同友会苫小牧支部「友知会（ゆうちかい）」と称す。

第２条　【事務局】

本会は、事務局を苫小牧市所在「一般社団法人　北海道中小企業家同友会苫小牧支部」内に置く。

第３条　【目　的】

本会は、東胆振・日高地方の地域の責任を負っている企業の青年経営者・後継者として、地域の多くの人々に信頼を受け、揺るぎない経営体質を築くため、会員が共に手を携え相互に切磋琢磨し交流する会とする。

第４条　【運営の原則】

本会は、特定の個人または法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

２ 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

第５条　【事　業】

本会は、上記目的達成のため次の事業を行う。

①会員の能力、資質向上に関するスキルアップ事業
②会員相互の連携に質する交流事業
③地域貢献活動の推進に関する事業
④会員増強に関する拡大事業
⑤その他、友知会の目的を達成するために必要な事業

第６条　【会　員】

一般社団法人　北海道中小企業家同友会苫小牧支部の会員であり、満２０歳以上満４５歳の品格のある青年経営者・後継者・幹部社員または有望な正社員で、幹事会において入会を承認された者。ただし、年度中に制限年齢に達するときは、その年度内は制限年齢を超えても正会員の資格を有する。

２　会員は４５歳を迎える年度の３月末日をもって卒業となるが、卒業した者は「ＯＢ会員」となる。

第７条　【入退会】

本会の会員となろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、幹事会の承認を受けなければならない。また、会員が退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届けを会長に提出しなければならない。また、事務局は提出のあった直後の幹事会で報告を行わなければならない。ただし、やむ得ない事由があるときはこの限りではない。

２　本会は、年度内に会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第８条　【事業年度・会計年度・会費】

事業及び会計年度は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　会費は１名あたり年額６，０００円とし、事業年度開始後速やかに納入するものとする。
また、年度途中で入会した場合は入会日の属する月の次月から月割計算をする。

第９条　【役　員】

本会に次の役員を置く。役員は、原則として１年任期とし総会においてこれを選任する。

①会長　１名　　②副会長　１名～４名　　③幹事長　　１名
④副幹事長　１名～４名　　⑤委員長　１名～６名

２　必要に応じ、顧問を置くことができる。

第10条【役員の職務・権限】

役員は、幹事会を構成し、本会則の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。

２　会長は、友知会の代表役員とし、業務を統括する。
３　副会長は、会長を補佐して業務を司り、会長に事故または欠けたときは、その職務を代行する。また、必要に応じて委員会を管理、監督する。
４　幹事長は、会長、副会長を補佐して業務を処理し、事務局を連携する。
５　副幹事長は、幹事長を補佐して業務を処理し、委員会を管理、監督する。
６　委員長は、委員会の代表として委員会を統括し、幹事会で審議、報告上程する義務を負う。

第11条【総　会】

総会はすべての会員をもって構成し、年に１回行い、次の各号を承認する。また、会長が必要と認めた場合、及び役員全員が必要と認めた場合に臨時総会を開くことができる。
①会長及び役員の選任および解任
②会則の変更
③事業計画及び収支予算の決定並びに変更
④事業報告及び会計報告の承認
⑤前各号に定めるほか、本会の業務執行の決定

第12条【三役会または四役会】

三役会または四役会はすべての三役、四役をもって構成し、必要に応じて都度開催する。
①　幹事会協議・審議事項の検討・指示・確認
①　その他、会の運営に関わる重要事項の協議

第13条【幹事会】

幹事会はすべての役員をもって構成し、各月１回程度行い、次の各号を承認する。
①会長の選定及び解職
②役員の選任及び解任
③総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
④規則の制定、変更及び廃止に関する事項
⑤前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
２　直前会長は幹事会に出席することができ、意見を述べることができる。

第14条【例会・事業】

本会は、毎月１回程度の例会及び事業を開催し、運営については、幹事会の議決により定める。

第15条【委員会】

本会は、目的達成に必要な事項を調査、研究、計画、審議、実施、報告するために委員会を置く。
２　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
３　正会員は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び直前会長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第16条【財　政】

会の財政は、年会費、例会会費、活動収入、その他の収入によって賄われる。
２　予算及び決算は、総会の承認を得るものとする。
３　会計責任者は会長とし、権限を幹事長に委嘱する。また、会計庶務は同友会事務局が請け負う。
４　会計監査は支部の監査を受けるものとする。

第17条【基金】

本会は、周年記念事業等、特別に資金を必要とする事態を考慮し、友知会基金特別会計を設ける。

第18条【基金の募集等】

基金の管理、運営、諸手続については、幹事会の議決を得るほか、別に定める「友知会基金特別会計管理・運営規則」によるものとする。

第19条【慶弔見舞規則】

会員身辺の慶弔事、もしくは会員個人の病気、及び災害があったときの慶弔見舞い規則を別に慶弔見舞規則で定める。

附則　この会則に定めのない事項は、同友会規定に準拠して運営する

２０１２年４月１０日「友知会」申し合わせ事項　改正
２０１３年４月９日　「友知会」申し合わせ事項に基づき制定
２０１４年４月８日　一部改正
２０１５年４月１日　一部改正
２０１８年４月５日　一部改正
２０１９年４月４日　一部改正
２０２１年４月７日　一部改正
２０２２年４月８日　一部改正
２０２３年４月４日　一部改訂

友知会基金特別会計管理・運営規則

第１条【総　則】

この規則は、会則第17条基づき、友知会基金特別会計（以下「本特別会計」という）の運営に関する基準を定め、もって本特別会計の処理の円滑化を図ることを目的とする。

第２条【財　源】

本特別会計は、次の名号に定める財源をもって構成する。

（１）　一般会計からの交付金
（２）　本特別会計の資金として関係団体、ＯＢ他より収受した金員等
（３）　義捐金、その他の方法により収受した金員等

第３条【安全性の原則】

本特別会計の運営にあたっては、常に安全性を考慮して運営を行うものとし、投機的な運営を行ってはならない。

第４条【支出の原則】

本特別会計は、次の名号に定めるものに限り、支出することができる。

（１）　１．友知会の周年事業
　　　　２．友知会会長（以下「会長」という）の責任において総会で必要と認められた事業
（２）　その他、前号に付帯又は関連する事業

第５条【総括責任者】

会長は、本特別会計の運営についての総括責任者とする。

第６条【特別会計の運用】

会長は、本特別会計の運用につき、会員より答申又は上申を受けたときは、直ちに幹事会にて協議し、本特別会計を運用の施策を作成する。

第７条【特別会計の支出】

会長は、本特別会計の支出につき、幹事会の承認を得たうえで総会での承認を必要とする。

第８条【会　計】

本特別会計に関する会計は、友知会基金特別会計とする。

第９条【会計期間、運用期間】

本特別会計の会計年度は、毎年４月１日に始まり、３月末日に終わる。

第10条【規則、規定の準用】

本特別会計の処理に関して、本規則に定めのない事項については、都度、幹事会で協議し、総会にて採決を必要とする。

附則

本規則は、平成２７年４月１日から施行する。

慶弔見舞規則

第１条　【目　的】

この規則は、友知会に所属する会員に対する慶弔金、見舞金等の贈呈について必要な事項を定める。

第２条　【慶弔見舞の区分】

この規則に基づいて贈呈する慶弔金、見舞金等の区分は下記とし、詳細は別表のとおりとする。

（１）結婚
（２）出産
（３）死亡

第３条　【慶弔見舞の届出】

会員は前条に該当する場合は、すみやかに事務局宛に届出るものとする。これを認知したる者もまた同じように連絡に務める。

第４条　【贈呈の方法】

この規則に定める慶弔金、見舞金等はすみやかに本人又は遺族にその都度贈呈する。ただし、都合により物品をもって贈呈することができる。

第５条　【慶弔見舞の執行に関する事項】

会長は、本規則の規定以上の金額を交付するのが相当であると判断した場合、この交付については会長がこれを決する。ただし、事後の幹事会で報告をしなければならない。

第６条　【改正手続】

この規則の改正は、役員の過半数によって定める。

附則
本規則は、２０１３年４月９日から施行する。
２０１８年４月５日　一部改正

別　表

事由の区分		贈呈額等
結　婚	本　　　　　人	10,000 円
出　産	本人(配偶者は含まない)	5,000 円
死　亡	本　　　　　人	10,000 円 供花
	配　　偶　　者	5,000 円 供花
	実父母及び子供	5,000 円 供花